

※情報共有メールは、プラチナサポートの特典となっております。プラチナサポート加盟店以外への共有、流用等は禁止されております。

※配信当時の内容のため、現状の内容と異なる場合もございます。予めご了承ください。

プラチナサポート情報共有メール

No.	664	配信日	2026/3/2	ジャンル	業界情報
テーマ	犯罪対策の基本				

直近、リユース業界では金相場の上昇に伴い、犯罪や盗品、基準外品の持ち込みなど、トラブルが増加傾向にあります。万が一、盗品を買い取ってしまった場合、店舗として営業停止や古物商許可の取消といった厳しい行政処分を受ける可能性もあります。

店舗とスタッフの皆さまの安全、そしてブランドの信用を守るためにも、改めて「犯罪対策の基本」を全スタッフで共有し、徹底をお願いいたします。

■不正品を買取してしまった時

もし盗品であることを知らずに（あるいは過失で）買い取ってしまった場合、以下のような処罰・不利益が生じます。

- ・【刑事罰】盗品等有償譲受罪（刑法第 256 条）
盗品であることを知りながら、あるいは盗品の疑いがあるのにあえて買い取った場合、「10 年以下の拘禁刑及び 50 万円以下の罰金」に処される可能性があります。
- ・【行政処分】営業停止・許可取消（古物営業法）
公安委員会より「営業停止命令」や、最も重い「古物商許可の取消し」を受けることがあります。これは店舗の存続に関わる致命的な事態です。
- ・【民事・経済的損失】無償返還の義務
盗難から 1 年（または 2 年）以内であれば、被害者（元の持ち主）から返還請求を受けた際、買取した店舗は、支払った買取代金を回収できないまま、代価弁済が必要となる可能性があります。

■不正品を買わないための基本

①不正品を持ち込む方には特徴があります。

特に、金券類、レターパック、貴金属等（特にインゴット）は現金化しやすいためマネーロンダリングで使われるケースが多いです。同じ物が大量に持ち込みがあった際には以下に注意してください。

1. 時間がないからと急がせてくる。挙動不審。
2. 年齢や職業に見合わないお品物
3. 他県や他の市からの持ち込み
4. 話している内容が二転三転する。

②不正品を買わないための行動フロー

1. 入手経路や購入時期の確認（情報収集の徹底）
2. 怪しいと感じたらオーナー、SV に相談、確認



今回は「防犯対策の基本」を共有しました。

不正品を持ち込むというような犯罪はいつ自分の店舗で起きるのかは予測できません。

少しでも「おかしい」と感じる直感は大切にしてください。

「買わない」という判断が、結果としてお店と自分自身を守ることにつながります。

不明な点や、判断に迷う具体的な事例があれば、いつでも相談してください。